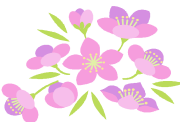


P T A 等共済法だより

第50号
2017/3/31発行
(原則毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課P T A等共済室
(編集：吉谷 正)



■「PTA等共済法だより」が4周年を迎えました！

平成25年3月15日に第1号を発行してから今回で4周年を迎えました。この「PTA等共済法だより」は、顔が見える、皆さんを繋ぐ情報共有ツールとして月1回の発行を続けてまいりました。今後も必要なサポートができるように、皆さんの生の声をお聞きし、タイムリーな情報提供に心掛けていきたいと考えています。

発行4周年にあたり団体の皆さまからいただいた御感想や御意見等

- 「共済法基礎講座」は、とても役に立つ内容で、これがまとまればとても良い参考資料になると思います。この先、発展編として有価証券の基礎知識なども扱っていただければと思います。「隣の芝生は青い」も、毎回楽しみに読ませていただいております。共通の課題やこれから考えなければならないだろう課題なども見いだせてとても有効です。更なる充実を期待しております。(神奈川県立高等学校安全振興会 関明事務局長)
- 早いもので、毎月発行いただいている「共済だより」も4周年を迎えるのですね。なかでも、毎回、他団体の皆さんを紹介している記事は楽しみにしています。悩みや特色など同じ共済事業を行っているのに様々な状況を読むことが出来て、勉強になります。また、この「共済だより」は、必要な時期の「手続や申請」を忘れないよう、また間違えないように「この手続を行いましょう」と毎回丁寧に記載していただいているので、「漏れ」や「間違い」の再チェックをする機能として、個人的には、非常に助かっています。巻末の編集後記も、同世代の吉谷係長の「記事」を共感しつつ、読み終えております(笑) (福岡県高等学校安全振興会 土屋和美さん)
- 昨年4月に着任し、専門用語や手続き等分からないことだらけでしたが、共済法だよりや文科省での研修で、分かるようになってきました。ありがたかったです。各団体の紹介では、様々な運営方法があることを知ることができ、また似たような状況の団体に特に注目して参考にさせていただいております。ユーモアと本音を織り込んだ編集後記も毎回楽しみです。相談しやすい雰囲気づくりをしてくださっているのかなと感謝しております。当会では、事務局が5年で交替します。以前と同じ内容も、数年サイクルで再掲していただくとありがたいです。今後ともよろしく願いいたします。(新潟県PTA安全互助会 山下あい子事務局長)
- 共済だより毎回楽しみにしています。また、所内で閲覧しています。「共済法の条項中々読み解くのが難しいです。噛み砕いた文章があればいいなと思いますが。」無理のない発行で今後ともよろしく願い致します。(大阪府こども会育成連合会 樋口尚次長)
- 二つの満4年目！沖繩県は去った2月に、認可を得て4年目にして、初めて立ち入り検査を受け、指摘事項と口頭注意を受けました。これまで、不安は有りながらも、今回指摘されることとなったことに全く気付かず、当たり前のように一生懸命業務遂行の日々だったため、ショックは隠しきれません。しかし指摘を受け、今後は共済法に守られ胸を張って今まで以上に業務遂行に望めることを安堵と共に嬉しく思います。二つ目の満4年目！「共済便り」の発刊年数。その内容は深く、共済法と日本国中の共済団体の歴史の始まりが記された基調な資料！吉谷さんには感謝と敬意の念で一杯です。何卒お身体御自愛下さり、今後とも私達の為に、ご指導宜しくお願い申し上げます。(沖繩県PTA連合会 上原和歌子さん)
- 当会は、PTA等共済法が施行されてから共済事業6年目の終わりを迎えることが出来ました。このように無事に業務が遂行できましたのは、文部科学省・県教育局の適切で親切なご指導の賜物です。感謝しております。会員の方々のことを第一に考え一つでも多くの団体が共済団体として共に歩んでほしいと願います。文科省の年2回開催される研修会から、多くを学び、多くの情報を得て、多くの知りに合いに励まされて今日に至っておりますことに、感謝申し上げます。(埼玉県PTA安全互助会 森屋敏江事務局長)



平成29年2月団体向け研修会の様子

皆さん、ありがとうございました。

■共済法基礎講座(第12回) **New!**

第12回は、共済契約と補償開始日についてです。最終回！

共済規程(事業方法書)において、共済契約を締結しようとする単位PTA等は、毎事業年度開始前までに申し込むこととなっています。共済や保険の契約を規定する保険法には、怪我等をしてから保険や共済に加入しても無効だとする遡及保険の規定があります。(保険法第68条)一般に、民間保険の医療保険契約の責任開始期は、①申込み、②告知(診査)、第1回保険料の支払いの3つが完了したときとされています。これに対して、PTA等共済法に基づく共済事業の場合、新学期が始まってからその補償対象である児童生徒等の数が確定し、共済掛金の支払いは5~6月末となります。怪我等をしてから加入する・支払うことがないように、4月1日からの補償を開始したい場合、3月31日までに共済契約を締結することとしています。途中加入の場合は、申込完了日(申込と共済掛金の支払いが済んだ日)の翌日から補償を開始するとしています。

なお、共済に加入するか否かは、団体契約の共済契約者たる単位PTA等が団体の総意として加入を決める必要があります。共済への加入を任意としているような場合、遡及保険にならないように、共済金支払請求のあった者が、事故発生日以後に共済契約を申し込んでいないことを確認する必要があります。契約後には加入者名簿を共済団体へ提出してもらう必要があります。

■おしらせ

- ・平成29年度に役員向け研修会を予定している団体に講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談下さい。改正個人情報保護法全面施行が5/30となりました。共済事業における個人情報管理についても説明いたします。
- ・平成29年4月から共済事業を開始した団体は、事業開始届の提出が必要です。業務報告書は、6月末までの提出です。理事や監事等の就任や退任がある場合は、届出も必要になります。
- ・共済契約の申込・契約締結の次は、共済掛金の受け入れと加入者名簿の提出を受けることになります。
- ・決算時にかかる経理処理や各種準備金の積立額算定のご相談は、お早めをお願いいたします。
- ・平成29年度第1回の共済法研修会は、自治体向け6月1日(木)、団体向け6月2日(金)を予定しています。



認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。

「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：4月28日＞

■ 隣の芝生は青い～事務局長・職員に聞いてみた～ New!

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟

～石井さんに聞きました！

貴会や貴会の共済事業で特長なことや自慢できることについてお聞かせ下さい。

①ボーイスカウト活動中の事故に対して補償されますが、ボーイスカウト加盟員のみならず、非加盟員の方々も加入することができます。②ボーイスカウトらしい冒険的なプログラムを積極的に行うにあたり、屋外での活動に伴う熱中症も補償の対象としています。③共済に9月以降加入する場合は、掛金を25%減額しています。④共済事業を行うことにより事故の実績データが集約できるので、年1回、事故データを集計・分析し、会報に掲載し、指導者の事故防止対策に活用されている。

共済室に臨むことやしてほしいことはありますか。(自由に御書き下さい。)

毎年、2回の研修会開催ありがとうございます。毎回、内容が濃く、また復習もできますので大変役立っております。引き続きの開催をよろしく願いいたします。



清水さん
石井さん、久保田さん

共済事業の業務の中で、特に心掛けていることはありますか。

事故の第一報の受理から、共済金のお支払いまで、スムーズに手続きが進められるように心がけています。特に、請求書が未着の方には、リマインドレターを2回お出し請求漏れ防止に努めています。また、業務委託先の月次報告内容をきちんと把握し、業務委託マニュアルに沿って適正に進められているか確認しています。

～ 跡部事務局長に聞きました！

一般財団法人山梨県高等学校安全互助会

3年間共済事業に携わってみていかがですか。

平成25年8月1日法人発足、同12月12日事業認可、平成26年4月1日から事業を開始しております。関連法規等をよく読みこなしてから事に当たるタイプではないので、当初の定款づくり、共済規程づくりに際しては、先行県の事務局長さん(特に埼玉県の細田先生)や県教委の担当の方に初歩的なことからシツコクお聞きしてなんとかスタートできました。'産みの苦しみ'を通り越せば後は楽になるだろうと思っていましたが、豈図らんや次から次へと難題が生じ、何かうまい改善策はないものかと四苦八苦している毎日です。



中島さん 跡部事務局長

共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

- ・相互扶助の精神に基づいていることを皆(会員)が周知理解すること
- ・生徒や保護者の立場に立ち対応すること
- ・公平、公正であること

事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

会員の皆様から、大切なお金を預かって運営している事業であるので、しっかりした財政基盤を確立し、コンプライアンスに基づく健全な管理・運営を行うこと。

貴会の課題等がありましたら、教えて下さい。

医療共済金給付額が予想外に多く、このままでいくと事業運営が困難であること(*)。

(*) 対策として、平成29年度評議員会において、共済規程を改定する(平成30年4月1日施行)。

PTA等共済室

- 3月 6日(月) 大阪府子ども会育成連合会・役員事務局長共済規程に関する研修会・大阪市(吉谷)
- 3月 7日(木) 三重県PTA安全互助会・会計経理に関する研修会・津市(吉谷)
- 3月 9日(金) 札幌市PTA共済会立入検査支援・札幌市(吉谷)
- 3月10日(金) 北海道高等学校安全互助会立入検査支援・札幌市(吉谷)
- 3月22日(水) 神奈川県立高等学校安全振興会・個人情報研修会・横浜市(吉谷)
- 3月22日(水) 神奈川県PTA協議会安全互助会第10回法人化・共済事業準備委員会・横浜市(吉谷)



三重県PTA安全互助会
税理士を交えた会計経理
の研修会の様子

***** 3月末をもって下田補佐と会田さんが異動。松田さんが退職することとなりました。*****



共済室全員集合!

○2年間大変お世話になりました。まだ確立していない制度を、みなさんで勉強しながら、共済制度を利用される方々のことを思い、日々努力されておられるところ、敬服いたします。吉谷係長ともども、みなさん くれぐれもお身体お大事に。(下田)

○皆様には2年間大変お世話になりました。学校現場でご活躍される皆様に少しでもお役に立てればと思っておりましたが、いかがだったでしょうか。私は4月からは農林水産省の経営局に戻ることとなり、さびしい限りですが、これからも機会があれば声を掛けてください。ありがとうございました。(会田)

○2年間お世話になりました。短い間でしたが、皆様と一緒に勉強させていただいたことを次にいかし、今後も精進いたします。今後も、何かご縁がございましたら、宜しく願いいたします。(松田)

■ 編集後記

先日、故黒沢明監督が定宿として利用していたという大正時代末期に建てられた数寄屋造りの京町屋の旅館に宿泊しました。間口が狭く奥に長い造りで、中間部分によく整備された庭がありました。庭を眺められる部屋での朝食でしたが、ふと思い立ち、女将さんをお願いして部屋の灯りを消してもらおうと、そこには、谷崎潤一郎の「陰翳礼讃」の世界が広がっていました。障子を通す日差しはとても柔らかく、薄暗い部屋を包み込み、古びた調度品や部屋全体が実に趣のあるものを感じました。谷崎は、まだ電気のない時代の生活においては、陰翳を認め、それを利用することで陰翳の中でこそ生える芸術を作り上げた。それが生活と自然とを一体化し、真に風雅の骨髄を知っていた日本人の芸術的な感性・美意識であると言っています。精進料理を片膝やあぐらで食べ、レンタル着物を着て化粧は、ちえるちえるランド、大声を出し大股で歩き、男の帯はバカボンのように高く、外国人も日本人の若者もいましたが、かなり興ざめするものでした。日本文化を味わってもらえば、所作や作法も一緒に教えてほしいと心から思いました。昨今は、日本の文化や伝統を協調しすぎると批判される世の中ですが、日本人としてこうした感性や美意識は持ち続けていたいと思います。季節も五感で感じるもの。風に乗る香りが蠟梅から桜や新芽へ変わる今は異動等の季節です。お世話になった方には、感謝を申し上げたいと思います。



(PTA等共済室：ラーメン香る夜の街が大好きな吉谷)